

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<p>予算特別委員会会議録 (5) (令和4年1定)</p>			
日 時	令和4年 3月 8日 (火)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時31分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	濱本委員長、松田副委員長、高橋(龍)・丸山・秋元・中村(吉宏)・ 中村(誠吾)・川畑・山田各委員		
説明員	総務・財政・生活環境・福祉保険・こども未来各部長、保健所長 ほか関係理事者 (病院局小樽市立病院事務部長欠席)		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高橋龍委員、中村吉宏委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。面野委員が高橋龍委員に、高木委員が山田委員に、高野委員が川畑委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、保健所及び新型コロナウイルスワクチン接種対策本部所管事務に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、自民党、公明党、立憲・市民連合の順といたします。

共産党。

○丸山委員

◎新型コロナウイルス感染症について

まず、新型コロナウイルス感染症についてお聞きをいたします。

現在、感染拡大の第6波からまだ抜け出せていないと認識しております。先日、日用品の支援について希望者に限定すると、さらにその時点ではお届けが遅れているという周知がありました。

この遅れてしまっていた原因と、現状でまだ配達遅れが解消されていないということであれば、その配達業者を増やすなどの手だてを取る、そういった可能性についてお答えください。

○（保健所）健康増進課長

自宅療養の日用品の配送についてということで、遅れた原因につきましては、やはり2月に入って1日の陽性者数が多いときで90人ぐらい一度に出たということで、申込みが集中したことと、あと原因として最も大きかったのが、やはり大雪の影響ということで、配送がスムーズにいかなかったということが原因だったかというふうに押さえております。

ただ、現在、遅れについては全て解消しております、お申込みから2日後には、もう配送ができているということでございます。

また、業者の見直し等についてなのですが、一度見直しを考えたことがあり、市内の複数の事業者に、少し当たって見たのですが、やっていただけたところがなかったということで、現在1社で行っております。現在につきましては、見直しは考えておりません。

○丸山委員

大雪の関係もあったということで、見直しは、その1社しか今探せていないということなので、今までのところ何とか対応してきたわけですが、今後の感染状況も見ながら、配送だけでも違うところとか、いろいろな可能性も考えなければいけないと思います。

それで、今、遅れは解消しているということでしたが、日用品の支援の中身について、以前、昨年8月に一度お聞かせいただいておりますけれども、オミクロン株の症状について咽頭痛がかなり多いというふうにも報道されています。食料品の見直しなどはしているのかどうかお聞かせください。

○（保健所）健康増進課長

今般のオミクロン株は咽頭痛が多いというのは、我々も把握しているところです。ただ、咽頭痛がある方につきましては、食べられない、飲めないということで脱水になるのが困るので、こちらで水分摂取を促したりとか、食べられるものを食べていただくということはお伝えしているのですが、日用品の中身の見直しと申しますか、食べられなくなったときには、やはり医療が必要になってきますので、そういった方たちにつきましては、医療機

関につなぐというような支援を行っております。

○丸山委員

それから、自宅療養者が一時期500人を超えるような状況になっていますけれども、パルスオキシメーターは陽性者全員に行き渡っているものなののでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

陽性者で自宅療養になった方について、パルスオキシメーターなのですけれども、重症化リスクを考えまして、40歳以上の方につきましては、全てにお貸しするというような対応を行っているところではあります。40歳以下でも、例えば、呼吸器に症状があるとか、不安があるとか、こちらで健康観察をする中で必要と思われる方については、積極的に貸与を行っているところでございます。

○丸山委員

今のお答えだと、全ての自宅療養者には行き渡っていないということですか。

○（保健所）健康増進課長

自宅療養になっている方で、乳幼児などもいらっしゃいますので、そういう方たちについては、今言ったとおり必要であればお配りするのですけれども、指が小さかったりとかするとなかなか正しい値が出ないというようなことがあります。それと重症化リスクということを考えて配布をしておりますので、全員ということではないです。

○丸山委員

感染の広がり方というか、その広がる年代によって少し対応が難しくなってくる、そういった状況もあるのかと今認識をいたしました。

それで、検査についてなのですけれども、陽性率が高止まりのままです。新規陽性者の数も高止まりというか横ばい。それに加えて、陽性率も高いことに私は少し心配をしております。直近の1週間くらいを見ても、陽性者数を検査数で割り出すと20%を超えると思うのです。陽性者数の減少具合が緩やかだと、これまでの波よりも緩やかな減少の具合だと報道されていますけれども、無症状で感染者が気づかずに市中で日常生活を送っている状況はあると思うのです。

これまでのように陽性者数が減っていかないのは、検査が足りていないのではないかと私は考えるのですけれども、その辺りの見解をお聞かせください。

○（保健所）次長

検査についてでございますけれども、保健所といたしましても、これまで最大限実施しているというふうに考えております。1日といたしましては、最大でPCR検査60件、抗原定量検査については100件まで対応できるということできております。なかなかこの最大数まではいっておりませんけれども、それでもやはり1日120件とか、やっている日が多々出てきております。

また、クラスター発生時などの対応として行います大量の検査については、市内医療機関に委託して行うこととすとか、今回の感染拡大への対応といたしまして、市内の診療・検査医療機関で濃厚接触者であって無症状の方たちの検査についても行政検査として実施していただく委託契約を結んでおりまして、検査対象を広げております。

加えまして、北海道が実施する無料検査事業も市内の医療機関ですとか薬局9か所で行われておりまして、検査体制としては整っているというふうに考えております。

○丸山委員

私が考えていたよりも無料で受けられるそういった機会をきちんと設けられているということだったと思います。ただ、今回の第6波の感染については、若年者についてあまり重症化することがなかったために、これだけの感染が出て何とか社会が回ってきたというところもあるのではないかと考えています。

毎日の検査数が多く、医療機関そして保健所の皆さんもすごく大変だろうとは思いますが、まだまだ新型

コロナウイルス感染症の影響が終わったとは全く言えないと思いますので、これからも注視していきたいということをお願いして、私の新型コロナウイルス感染症についての質問を終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。
自民党に移します。

○中村（吉宏）委員

◎市内看護学校の進捗状況について

まず市内看護学校の進捗についてということですが、昨年、第4回定例会までの話で、今ウエルネスタウン計画を進めている株式会社小樽ベイシティ開発に対して、看護専門学校が移転を検討ということで四者協議が用意されているというお話で、まだその四者協議が行われていないという状況が確認できました。今もうちょうど年度が替わるころでありまして、いろいろな協議をされていると思うのですが、四者協議の中でこの看護専門学校の移転に関して何かお話があったのかお聞かせください。

○（保健所）次長

看護学校について移転の関係でということですがよろしいでしょうか。

四者協議の中で具体的にお話が出ているかということですが、市と株式会社小樽ベイシティ開発との間での話し合いは数度にわたって持っておりますし、今後、医療法人社団心優会とOBCとの間での話し合いも予定しているところでありますので、継続して対応していきたいというふうに考えております。

○中村（吉宏）委員

これは今テーブルに着いたということで認識をしました。

もう一つの論点なのですが、これも以前からの議会議論の中でお話がありました。将来、今の看護学校のスキームが変更されることによって看護師不足、少なくとも3年間新卒の看護師が供給できないという課題を指摘させていただきながら、その際の答弁では関係機関と協力をして、あるいは市内の有資格者で今職に就かれていない看護師にお声がけをしたりですとか、そういった形で供給を維持したいというような答弁が返ってまいりましたが、その後、この課題について何か取り組まれていることがあるのか伺います。

○（保健所）次長

昨年の第4回定例会の中で中村吉宏委員から御質問がありました。この内容については、四者協議の皆さんとグループメールで情報を共有しております。議論の内容を皆さんで共有しているところでございます。

具体的な内容については、今後進めていくことになろうと思っておりますけれども、なかなか集まっての会議を開けていない状況にありますが、情報共有しながら先に進めていくということを今考えているところです。

○中村（吉宏）委員

メール等で連絡のやり取りしているということですが、もう時間があるようではないお話だと思いますので、小樽にしっかり看護師の供給ができることを今から取り組んでいただきたいと思います。

○山田委員

◎新型コロナウイルスワクチン接種について

私から端的に、今回の新型コロナウイルスワクチン接種、また3回目接種に関連して少しお聞きいたします。

まず、3月6日にウイングベイ小樽で行われた集団接種について状況をお聞かせください。今回はいろいろと変わったこともされているようなので、そういう状況をお聞かせください。

それと、以前も聞いたと思うのですが、児童・生徒へのワクチン接種についてどういう状況なのか。

また、ワクチン接種終了の目途、大体その点をお聞かせ願いたいと思います。

○新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

まず集団接種につきましては、2月23日から3月6日、日曜日まで行いまして、こちらは定員3,200名のところ3,212名の方に御利用いただきまして、定員いっぱいお越しいただいたかというふうに考えております。

3月12日につきましては、定員はほぼ埋まりましたけれども、13日からにつきましては昨日、報道発表させていただきましたが、なかなか予約が埋まっていないという状況がございますので、お忙しくてなかなか予約があらかじめできなかった方につきましても当日受け入れる体制をとということで、13日以降は広く周知をさせていただいているところでございます。ということで、後半戦、これから周知活動なども一生懸命に進めていきまして、できる限りより多くの市民の皆様へ御利用いただけるように現在、取り組んでいるところでございます。

また、5歳から11歳の方のワクチンということに限定してお答えするというふうによろしいのでしょうか。

5歳から11歳の方のワクチンについては、小樽市内に現在ワクチンがまず500回分入ってきまして、この後、1,300回分入ってきます。合計で1,800回分ということで、2回接種になりますから、実人員でいいますと900人分になりますが、市内の委託医療機関をワクチン要求としては、ほぼ全部欲しいということになっておりまして、それらにつきましては順次予約を取って接種ができる体制が整っているのではないかと考えています。

接種につきましては、3月14日の週から接種できる医療機関から始めていただくということで、その医療機関によって開始日は異なってきますが、現在病院にかかっている子供ですとか、そういう方たちには主治医からお声かけをして予約を取っているというふうにも伺っているところでございます。

○山田委員

医療機関の皆様方には、本当に御苦勞をかけているところでございます。

まず、集団接種について状況をお聞きしました。その点、今回いろいろと利用者には便利な部分もあったし、聞くところによるとやはり、いろいろと案内する部分でもう少しこうすればいいということもあったと聞いております。例えば案内については、出口付近には誰もいなくて、接種の列に並ぶときにはそういう案内の方々が集まっていたのですが、入り口部分でこちらですというような、そういうふうなことも必要だったのかと聞いております。

その点と今回、ワクチン接種会場において、いろいろと便利グッズと申しますか、そういうものも配られたようなのでその点と、それから、5歳から11歳までのワクチン接種について、2回接種して900人分ということでお話を伺いました。その点、保護者の不安はないのかと私は思っているのですが、この900人分として、例えば11歳までの小樽市に住む全ての方、いろいろと事情があって行けない方もいるとは思っているのですが、全ての方が終わるそういうようなめどはついているのか、その2点をお聞かせください。

○新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

まず、集団接種につきましては、入り口について案内が少し不足であったのではないかと御意見をいただきましたので、その点につきましては12日のときから委託業者と相談しまして、お困りにならないように、来たときにどこに行ったらいいか分かるように御案内させていただく体制を取りたいというふうに考えております。

あと、今回、委託業者から御提案いただきまして、ワクチン接種をした方にフォルダーということでワクチン接種証明書を入れるクリアフォルダーをお配りしておりまして、それが大変好評だというふうに聞いておりますので、今回の業者からの御提案が大変よかったというふうには認識しているところでございます。

あと、5歳から11歳の子供のワクチン接種については、保護者の方もやはり御不安があると思います。保護者の方大体スマートフォンとか、そういうのをお持ちだと思いますので、接種券をお送りした中には最新情報にアクセスできるように各種ホームページのアドレスなどを御紹介するとともに、あとは保育所、こども家庭課、子育て支援課を通じて、保育所、幼稚園、無認可保育園などにつきましては、印刷して国が出したリーフレットを全ての方にお送りしたというふうに聞いております。

あと、学校につきましては、教育委員会を通じて小学校などにリーフレットの原稿をお送りさせていただいて、配布していただくということをお願いしているところでございます。

また、市内の医療機関におかれましては、新型コロナワクチン以外でも受診した方にお配りできるように、医療機関の御要望に応じて対策本部で印刷したリーフレットをお配りしておりまして、なくなったらまた補充ということをお願いしているところでございます。

これからもいろいろなお問合せがあるかと思いますが、現在は、5歳から11歳の方たちの保護者の方からの御相談はあまりないのですけれども、これからはそういうニーズにもきちんとお答えできるようにしていきたいというふうに思います。あと、北海道が相談窓口を持っておりますので、そちらもホームページなどで御紹介します。

あと、終了のめどにつきましては、現在のところ、ワクチンの配分と併せてというふうになるかと思えますけれども、約4,000人おりますので、その方たちが2回受けるということになりますと、ワクチンの量に応じての進み具合になるかというふうに思っていますが、やはり5か月ですとか、そのくらいはかかるのではないかというふうには考えているところです。

個別接種でなかなか対応できないぐらいニーズが増えた場合には、また医師会と相談してある程度の数を、土曜日とかにもできるような体制も必要かというふうには思っているところでございます。

○山田委員

ワクチンについては、やはり国からの支給の部分がありますので、それぐらいの期間を必要とするのはよく分かりました。これからも集団接種はまだあるということでお聞きしていますので、職員の皆様方は十分気をつけて、体に留意されてお仕事に従事されるよう、よろしく願いいたします。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

公明党に移します。

○秋元委員

◎予防接種健康被害救済制度について

それでは、今回、我が党の高橋克幸議員が代表質問で予防接種健康被害救済制度について質問しましたけれども、これに関連して質問します。

まず、現在進められている新型コロナワクチン接種の根拠となる法令は何でしょうか。

○（保健所）保健総務課長

新型コロナワクチンの法的根拠なのですけれども、予防接種法第6条第1項に基づく予防接種という位置づけでございます。

○秋元委員

根拠は予防接種法だということですか。

それで、予防接種健康被害救済制度の周知については、今回の新型コロナワクチンを接種する上で接種券を送る際、制度の案内を掲載したリーフレットを同封しているということなのですけれども、ほかの予防接種にも関連することなので、ぜひ市のホームページで周知する必要があるのではないかと考えるのですが、この辺についてはいかがですか。

○（保健所）保健総務課長

委員のおっしゃるとおりでございます。子供に打つ定期予防接種のページには、救済制度についての記載があるのですけれども、改めて確認しますと、やはりアクセスは少し分かりにくいという部分があったので、あともう一つ、新型コロナワクチンのページからはリンクする仕組みがなかったものですから、この辺りも含めてアクセシ

ピリティーの向上といいますか、そこはもう少し見やすいように工夫していきたいというふうに考えております。

○秋元委員

ぜひよろしく願いいたします。

それで、相談・申請・決定までの流れについても質問していたと思いますけれども、保健所において相談内容を聞き、給付の種類に応じた申請書を受理し、小樽市予防接種健康被害調査委員会での調査を経た上で、道を通じ厚生労働省へ進達するというので、その後、国の審査会で諮問・答申を経て給付の可否を決定することなのですが、まず、市の調査委員会で調査する内容とは何なのか説明していただきたいのと、また、場合によっては、申請までたどり着かないようなケースも考えられるのか、これについてはどうですか。

○（保健所）保健総務課長

市の予防接種健康被害調査委員会なのですが、ここで調べることで、この委員会で判断することなのですが、副反応とワクチン接種との因果関係があるかないかということ判断することになります。

その判断項目としては、因果関係はないとする項目、因果関係は排除できないとする項目、あと、その他の項目がありまして、各委員がこの項目について、それぞれいずれかを選択するような方式になっております。

国から指示を受けているのですが、仮に、この結果全ての委員がワクチン接種との因果関係はないと判断したとしても、それは一つの見解、一つの意見であるので、仮に因果関係はないと判断されたものについても全て進達するという指示を受けております。ですので、市の段階で申請を止めるということはありません。

○秋元委員

市の調査委員会で仮に因果関係がないというような判断でも国に進達するということなのですね。

それで、申請書を市に提出するに当たって、特に医師会とは連携を必要としていないということで、必要に応じて申請に必要な書類を発行した医療機関と個別に確認を行うということで、ここで言う必要に応じてというのはどのような場合のことをいいますか。

○（保健所）保健総務課長

これまでの申請であった事例については、市から北海道を経由して国に進達するのですが、北海道に提出した時点で、北海道から追加書類の提出を求められた場合があります。これについて市から医療機関に連絡をして、追加の書類をもらうというような対応をしたことがございます。

○秋元委員

基本的にはそれ以外で関係者と連携をするというような、やり取りすることはないということでもいいのですよね。

○（保健所）保健総務課長

これまで8件の申請がありまして、その8件の中ではそういう対応だけであったということです。今後どうなるかということは、はっきりと申し上げることが少し難しいかと思っております。

○秋元委員

それで、今回の質問の中で、国から通知があった新型コロナウイルスワクチン接種に係る副反応疑いが35件とのことなのですが、少しこの国から通知があったというのがよく分からないのですが、なぜ国から小樽市に通知が来たのか、この辺についてももう少し詳しく説明していただけますか。

○（保健所）保健総務課長

これは、予防接種法第12条に規定がありまして、条文を読み上げます。第12条第1項なのですが、「病院若しくは診療所の開設者又は医師は、定期の予防接種等を受けた者が、当該定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状として厚生労働省令で定めるものを呈していることを知ったときは、その旨を厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に報告しなければならない。」

この規定に基づいて、副反応を認知したといいますか、確認した医療機関ですとか医師から国に対して報告がな

されることになっています。

同じ第12条の第2項なのですけれども、「厚生労働大臣は、前項の規定による報告があったときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その内容を当該定期の予防接種等を行った市町村長又は都道府県知事に通知するものとする。」

この第2項の規定によりまして、国から市に対して通知が来ることになっています。これが根拠でございます。

○秋元委員

それで、国から通知があった副反応疑い35件なのですけれども、今回、市を通して申請した8件との関係についてはどのようになっていますか。

○（保健所）保健総務課長

市から申請した8件と申しますのは、あくまでも健康被害救済制度による申請ということになります。これは予防接種法の第15条に基づく医療費等の補償ということになりますので、第12条のものとは別な事務といいますか、別な手続ということになります。

○秋元委員

ということは、その35件の対象になっている方は、ある意味、健康被害救済制度を利用していないということも考えられるのですか。ただ単に、副反応の疑いがあったということだけで押さえられているということではなかったのですか。

○（保健所）保健総務課長

35件については、あくまでも第12条に基づく報告があったという押さえでございます。

今回申請があった8件なのですけれども、この8件が第12条に基づく報告の中に含まれているものもあるし、含まれていないものもございます。ですので、やはり別の押さえということになります。

○秋元委員

この8件の方が申請に至ったということで、この方々の症状はどのようなものだったのか。

また、1件認定されたということなのですけれども、この認定された方の症状はどのようなものですか。

○（保健所）保健総務課長

申請があった者の症状なのですけれども、まずアナフィラキシーショックですとか、ギラン・バレー症候群疑いなどのほかに、例えば両眼まぶたの浮腫ですとか、手のしびれ、血圧の上昇、病名として網膜中心静脈閉塞症などというような症例もございます。

それから、認定を受けた1件については、アナフィラキシーショックでございます。

○秋元委員

私も国の認定された症状を調べましたけれども、やはりほとんどの方がアナフィラキシーショックだったのですよね。認定までたどり着くのは非常に難しいのだろうと感じております。

それで、今回のこの制度に係る相談対応について、制度を活用しようとされる方が適切に申請できるように、保健所としては丁寧な対応を行うということだったのですけれども、私は今回いろいろと相談をいただいた市民の方がいらっしやいまして、この方、ワクチン接種後数日で様々な異変が起きて、数件病院を受診することになりました。医療費だけで十数万円かかったそうなのです。ある病院で、これは健康被害の可能性があるので接種した医師に相談してみてもどうかということで話を伺って、ワクチン接種した医師に相談したところ、4時間以内にアナフィラキシー症状がないので書類は記入できないと断られたそうです。それで、かかっている違う病院に行ったところ、医師からは、症状が出たのは偶然ですと言われて申請は諦めたそうなのです。このような相談が保健所にあった場合、どのような対応をされますか。

○（保健所）保健総務課長

我々の事務の実情を申し上げますと、やはりどうしても医師の判断に基づかざるを得ないという部分がございます。しかしながら、この救済制度という制度の趣旨を考えますと、いま一度、保健所に御相談いただいて、そして、保健所から医療機関にも確認させていただくというような対応も必要になってくるかというふうに考えているところでございます。

○秋元委員

そうであればいいのですけれども、私も保健所に確認させていただいたのですが、医師から市民の方がこのように言われて申請できませんよということでお話をさせていただいたら、医師ですとか医師会と連携といいますか、連絡することはできないのだというようなお話でした。その旨、その担当の方が国としては広く副反応の情報を集めているので、どんな症状であっても申請書を上げてくださいと言われていたので、その方も医師にお話をしたら、それはそうであったとしても申請書に記入することはできませんと。何であればその市議会議員の人を連れてきてくださいと、説明しますからということを言われて、その方は私に迷惑がかかるのではないかとということで断念をされたのです。

今、様々なお話ありましたけれども、そもそもその担当の医師が副反応かどうかを判断できる状況だと思われませんか。

○保健所長

副反応と医師の捉え方の問題についてでありますけれども、恐らく医師によって様々な捉え方をされているというのが実態かというように思っております。先ほど保健総務課長からも御答弁させていただきましたとおり、この救済制度はそもそも予防接種を受けた者の権利として、予防接種法に基づく制度として存在しているものでございますので、基本、医師がどのような見解を持てようと、被接種者の方がこれは申請すべきであると考えた場合には、できる限り協力をしていただくということが必要というふうに考えております。

医師も大変忙しい中で、膨大な書類を用意しなければならないという部分もございますが、私どものできるものとしては、まず保健所に御相談に行った際には、接種を受けた医療機関に対して、できる限りの協力をしていただきたいということをお願いさせていただくということと、あと、医師会との連携を個々のケースでは、医師会と何かの形で相談しながらやっていくということは通常ないのですけれども、ただ、この制度の御理解自体はやはり、医師会を通してまた広く接種医療機関へ働きかけるということも必要性はあろうかとも思いますので、今後、医師会とも、このことがより円滑に進むように協議をしていくことをこれからやっていきたいというふうに思います。

○秋元委員

今、保健所長から結論の部分を言っていたのですけれども、実は最初に、今回の新型コロナワクチンの根拠となる法令は予防接種法であるということで、先ほど読み上げていただいた第12条に基づいて、副反応の疑いがあるものは、厚生労働省令で定めるものを呈していること知ったときは、その旨を厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に報告しなければならないと規定されておまして、35件の報告された方は、ある意味この法令にのっとって報告されたのかと思いますけれども、中には先ほど言ったように、医師の中で、この法令を御理解いただいていない方ももしかしたらいらっしゃるのかなと。

ですから、今、保健所長からも言っていたとおり、やはりその医師会などを通して、しっかり今回の新型コロナウイルス感染症に関連するワクチンについては、中身もまだまだはっきりしない部分もありますけれども、しっかり法令にのっとって健康被害救済制度の申請もしっかり手続までお願いしますということを、ぜひ改めて発信、連携もしていただきたいと思いますので、この点についてぜひよろしく願いいたします。また、様々な方が、もしかしたらある意味、医師の判断で申請までたどり着いていないという方もいらっしゃるかもしれませんので、

改めて医師会との連携をよろしく願いいたします。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

立憲・市民連合に移します。

○高橋（龍）委員

ありません。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって、保健所及び新型コロナウイルスワクチン接種対策本部所管事務に関する質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

これより、厚生常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

共産党に移します。

○川畑委員

◎後期高齢者医療事業について

それでは、私から後期高齢者医療事業についてお伺いします。

令和4年度予算についてですが、被保険者数が前年度より375人増えた2万4,500人を推計して計上されておりました。それにもかかわらず、令和4年度予算内訳表の歳入の後期高齢者医療保険料が15億4,433万9,000円計上されて、前年度の当初予算16億197万2,000円より5,763万3,000円減少しているわけですが、その説明の欄に保険料率改定による減とあります。このことについて説明していただけませんか。

○（福祉保険）保険年金課長

保険料率改定についてですけれども、後期高齢者医療制度の保険料率が2年に1度改定となりますが、それで令和4年度改定の年となっております。今回、令和4年度と令和5年度の2年間の保険料率が示されましたが、その料率は所得割率が前年度据置きで10.98%、均等割額が前年度から156円マイナスの5万1,892円となっております。

このように、保険料率が僅かではありますが下がった主な理由といたしましては、令和4年4月からの診療報酬改定におきまして、薬価等を含んだ診療報酬全体でマイナス改定となったことから医療費の減を見込んでいること。また、これまで新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えがありまして、それにより医療費が減になったことで生じた令和3年度の剰余金の活用などで保険料が下がったというふうに聞いてございます。

○川畑委員

ただいま報告してもらった中でもあったように、保険料率は2年ごとに見直されると。来年度からは月額保険料も変わるようになるわけですが、先ほどの答弁の中で、被保険者均等割額が5万2,048円で前期に比べて1,843円増加すると、所得割率でも10.98%と0.39%上がっていると、この時期の1人当たり全道の平均保険料は5,983円と前期比で405円上昇しているわけです。

2月18日に第1回北海道後期高齢者医療広域連合会議の定例会が行われて、その中で令和4年度から5年度の期間は、均等割が5万1,892円で対前期比でマイナス156円、そして所得割率が10.98%と据置きに決まったそうです。この報告から見れば、私としては保険料が引下げできるのではないかと期待しております。

それで、賦課期日は4月1日なのでまだ決まっていらないのですが、来年度の月額平均保険料はどのくらいになるか、見込みでも分かればお聞かせいただけますか。

○（福祉保険）保険年金課長

例年4月頃に広域連合による試算におきまして、平均的な1人当たり保険料が示されるのですが、現時点では最新のものがまだ示されていないものですから、月額平均保険料をお示することはできないのですが、ただ、御指摘のとおり、個々人、例えば昨年と所得が同じ方であれば、若干ではあります但し保険料が下がるというような仕組みになってございます。

○川畑委員

下がる可能性があるということで、期待しておきたいと思います。

次に、窓口負担割合の変更についてお伺いします。

令和4年10月1日から一定以上所得がある者について、1割から2割に引き上げられます。一定以上の所得について説明していただけますか。

○（福祉保険）保険年金課長

従来から課税所得で145万円以上の方は、医療費の負担が3割負担となっております。それ未満の所得の方は1割負担となっておりましたが、令和4年10月1日より所得が145万円未満の方でかつ一定以上、ここが具体的には年金収入及びその他の合計所得金額が単身世帯の場合で200万円以上、複数世帯の場合で320万円以上の場合に2割負担という区分が新たに創設されたという形になってございます。

○川畑委員

それで、この中に配慮措置が示されておりました。その中で、令和4年10月から2割負担となる方は、窓口で1か月の外来医療の負担増加額を3,000円までに抑える云々というように書いておりました。その内容を具体的に説明していただけますか。

○（福祉保険）保険年金課長

今回改正に当たりまして、令和4年10月1日から3年間なのですが、2割負担の影響が大きいと思われる外来患者につきまして、1か月の負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置が実施されることとなっております。配慮措置の適用で払戻しになる方につきましては、高額療養費として事前に登録されている口座へ後日、払い戻すというような仕組みになっています。

この払戻しの計算方法につきましては、例えば1か月の医療費が5万円の方である場合、1割負担であれば5,000円の負担となりますけれども、今回2割負担となることによって5,000円だったのが1万円の負担となりまして、負担が5,000円増加する形になります。このうち配慮措置として増加額の上限を3,000円とすることになりますので、その差額の2,000円分を払い戻すというような形になってございます。

○川畑委員

その場ですぐ払い戻ししなくても、その場で処理できるようになれば一番いいのではないかと思います。この国の制度というか、道でも決めていることですので、やむを得ない部分もあると思うのです。

ただ、国の政策によって2022年度から公的年金額が0.4%引き下げられました。これが2年連続の引下げになるわけですが、毎年改定される年金額は物価と賃金の動向で増減が決まるようです。減額される額は人によって違うのですが、厚生年金では月に903円と試算されているようです。公的年金は高齢者生活の土台になるわけですから、年金から天引きされる保険料の増額で暮らしは大変な状況になってくると思うのです。生鮮食料品だとか灯油代、特に電気代とか、そういう大幅な値上がりになっている現状の中、高齢者医療の窓口負担が一部の該当者とは言いながら1割負担から2割負担になるのは高齢者の暮らしに大きな負担になると思うのです。

ますます必要な医療を受けにくくなると思うので、地方自治体として国の悪政の防波堤になる、そういう役割か

ら、市独自で何らかの対応をすべきではないかと私は思うのですが、それについて何か対応を考えているとかありますか、聞かせてください。

○（福祉保険）保険年金課長

市独自での何らかの対策ということでございますけれども、まず後期高齢者医療制度は、各都道府県の広域連合が実施主体となっております、仕組み上、市が独自に保険料の設定というのはできないという部分がございます。

また、国会の議論におきましても、厚生労働大臣が自治体独自に、例えば2割負担のものを1割負担に変えるとか、そのような負担割合を軽減するようなことにつきましては、法の趣旨に反するためやっていたくないという旨の答弁もしてございまして、本市としても独自に負担軽減等の対策を取ることににつきましては考えてございません。

○川畑委員

◎介護保険事業について

介護保険事業の会計についてです。

介護保険事業の会計期間は3年間です。第8期は令和3年度から5年度までが期間でありました。第8期は令和3年度に保険料が改定されて道内の基準月額平均保険料は5,693円で、改定前と比較すると1.3%の引上げでした。小樽市においては月額5,990円と全道平均より297円高い額でありますけれども、第7期と同額に据置きされてきました。

そこで、質問なのですが、令和3年度5定補正予算では、交付金交付決定によって歳入増による保険料余剰分を基金に積み立てて地域支援事業に充当とされておりますけれども、この積立ての流れについて説明していただけますか。

○（福祉保険）福祉総合相談室中村主幹

このたびの基金積立金の流れにつきましては、介護予防ですとか認知症施策などの取組に応じて、国から保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金が交付決定されまして、これらの金額は国の実施要綱に基づきまして地域支援事業に充当可能であるというふうになっております。

令和3年度の当初予算におきましては、この交付金の金額が決定しておりませんでしたので、地域支援事業の財源として第1号保険料部分を充てていりましたが、今回、交付決定された交付金額を地域支援事業の財源として充てることによりまして、この保険料部分での増額というものが余剰になるということから、介護給付費準備基金に積み立てることとなったものであります。

○川畑委員

令和2年度の5定補正において5,283万円を積み立てておりました。そして、令和3年度の5定補正予算でもって保険料余剰分5,219万円を基金に積み立てる補正を行っています。

令和3年度末で基金残高の総額は幾らになるか分かりますか。

○（福祉保険）介護保険課長

令和4年度におきましても、この保険者機能強化交付金及び介護保険保険者努力支援交付金につきましては、合わせて約5,600万円と現時点で見込額が国から示されております。こちらも同様の余剰金が見込まれるという状況なのですけれども、3年度末の介護給付費準備基金の残高は約15億円の見込みとなっております。

○川畑委員

約15億円ですね。これだけの基金残高があれば、第9期の保険料改定に当たって保険料の引下げ、少なくとも今期のように基準月額を据置きすることが可能ではないかと私は思うのです。その辺の見解をお伺いして、質問を終わります。

○（福祉保険）介護保険課長

今後の第9期の保険料につきましては、給付見込額ですとか基金の残高等を考慮しまして、高齢者保健福祉計画策定委員会において議論される所でございますが、既に第8期における第9期の推計におきまして、後期高齢者の増加による給付見込額の増で保険料基準額が上がるということが見込まれております。

それで、現在の第8期では、この5,990円に据え置くために約4億円の基金の取崩しが見込まれておりますので、第9期以降で使える基金は大体10億円から11億円となります。第8期で行った推計では、おおむね1億円で69円の保険料軽減となりますので、第9期だけ5,990円に据え置くということであれば可能なのですが、第10期以降、また大幅な保険料増額となってまいりますので、今後につきましては急激な保険料の上昇を招かないように基金を使っていくということになるものかと考えております。

○丸山委員

◎子ども医療費助成の拡充について

まず、子ども医療費助成についてお聞きします。

新年度子ども医療費助成が拡充される予定ですが、内容について説明をお願いします。

○（子ども未来）子ども福祉課長

子ども医療費助成の拡大についてでございますけれども、令和4年8月から市民税課税世帯における小学生について、通院にかかる医療費の自己負担を現在1割負担としているものから、初診時一部負担金のみとする実質無料化ということで行うものでございます。

○丸山委員

私たちが求めていたように、ようやく札幌市と同じ助成の内容になったということで、評価したいと思います。

ただ、最近のニュースで東京都が今後、高校生まで医療費の助成を拡大していくという方針を固めたと報じられていて、これについては、子供の養育環境の充実をアピールして子育て世代を呼び込む考えだと報じられているわけで、子ども医療費の助成が子育て世代にアピールできる方策なのだと考えているのだと私も確認というか再認識したところなのです。

ただ、市民の方とお話をしていたときに、この子ども医療費を拡充すると、病状といいますか症状が大したことのないのに病院にかかるようになると、そういうのは必要なかと言われたことがあるのです。ただ、自分の体をきちんとケアしていく、ささいな不調でも相談できるようなかかりつけ医を持つことも大切だと、健康維持をするために大切なことだと私は思うのですけれども、その辺りをどんなふう考えているか、少しお聞かせください。

○（子ども未来）子ども福祉課長

委員おっしゃるとおり、子供に限らずですけれども、健康のそういう部分で日頃から不調とかを相談できるかかりつけ医を持つということ自体は大事なことだと思っております。子供に関しては、子供の健康不安とか、そういうものがあると思うのですけれども、全て病院というわけにもいかないと思いますが、子ども未来部子ども家庭課でも保健師の職員がおりますので、そういう御相談をお受けしているところでございます。

○丸山委員

市の取組も紹介していただいております。

子ども医療費拡充は、この後も私は必要だと思っております。例えば、中学生の通院時の医療費について、住民税課税世帯を1割負担、非課税世帯を初診時一部負担金のみとするのであれば、小樽市の負担はどのくらい増えるものと考えますか。

○（子ども未来）子ども福祉課長

ただいまの御質問にお答えします。年額ベースで申し上げますと2,500万円と試算してございます。

○丸山委員

今後さらにこども医療費拡充を求めていきますけれども、どのように取り組んでいくお考えなのかをお聞かせください。

○こども未来部長

本市の財政状況を勘案しますと、今回小学生まで実質無料化しまして、その後、直ちに中学生まで助成を拡大するというのはなかなか難しいというふうに考えております。ただ、市民の皆さんが安心して子供を産み育てる環境づくりというのは重要だと考えていますので、ほかの子育て施策と優先度を見極めながら今後も検討していきたいと思っております。

○丸山委員

◎おたる子ども未来塾について

おたる子ども未来塾について、新年度どのような取組になる予定かお聞かせください。

○（こども未来）こども福祉課長

子ども未来塾につきまして、新年度の取組ということでございますけれども、まず令和3年度から中学生時代に子ども未来塾に通っていただいた中学校3年生が高校進学したと、その高校1年生については、この1年引き続き試行として、学習支援をさせていただいたところがございます。来年度につきましても、今度その高校1年生が高校2年生になります。そして、今の中学校3年生が高校1年生になりますけれども、その子供たちについては、希望される方については引き続き学習支援をさせていただきたいと思っております。

○丸山委員

私はこの取組を注目しているのですが、当初、独り親の御家庭の中学生が対象だったということでしたが、今年度から利用されていて高校に進学した子供たちも見ていただけているということで、大変期待をしています。うちも受験生がいたものですから、やはりなかなか経済的に苦しい場合、あるいはその御家庭の事情で子供が自分から自分の可能性を限定してしまうということがやはりあると思うのです。そのときに、頑張っていんだよと応援してあげられる施策だと思っておりますので、ぜひ取組を続けていっていただきたいのですけれども、今、開催場所が1か所になっています。この開催場所について拡大するような考えはないのかどうかお聞かせください。

○（こども未来）こども福祉課長

生徒とか保護者と話す機会などもございますけれども、現在の会場が著しく通いづらいというお声はいただいているところで、そういう声はないところでございます。

あと、高校生については、今、高校1年生が約1年通っていますけれども、進学ですとか就職など少し具体的な話が生徒から聞こえてきているので、そういう部分では引き続き後押ししていきたいと思っております。

○丸山委員

中学生や高校生ともに勉強だけではなくて、様々な悩み事などもぜひ乗っていただきたいと思っております。

◎ゼロカーボン推進事業について

質問を移しまして、ゼロカーボン推進事業の一環で、地域再エネ導入戦略策定事業費で1,000万円が計上されておりますが、これによってどのようなことが行われていくのか、その内容についてお聞かせください。

○（生活環境）環境課長

地域再エネ導入戦略策定事業におきましては、2050年を見据えまして、どの再生可能エネルギーをどのくらい導入するのか。また、その有効活用の手法といった方針を定めるに当たりまして、将来ビジョンや再生可能エネルギーの導入目標の設定のほか、脱炭素社会の実現に向けたシナリオの作成や実現のために必要な施策等を検討しまして、地域再エネ導入の方向性、それから基本方針を策定する予定でございます。

○丸山委員

その策定はどういった機関がされる予定なのかお聞かせいただけますか。

○（生活環境）環境課長

地域再エネ導入戦略策定事業につきましては、国の補助事業でございます、国の補助採択後9月頃に事業者との契約を予定しまして、令和5年1月までに完了することになっております。

また、これと並行しまして、その補助事業の結果を反映させて、市民、民間事業者を含めた本市全体の温暖化対策推進実行計画、これは区域施策編と言いますが、これに着手しまして令和5年7月をめどに完成を目指してございます。

○丸山委員

今後のスケジュールも今お聞かせいただいて、事業者と契約をして、その事業者のお仕事が令和5年1月までに終わると。それを受けての審査、審議、議論、これが令和5年7月までに済ませるとのことなわけですが、契約した事業者から上がってきたいろいろなデータを議論、審議する機関には、どういった人が、何人くらいで審議、議論をするのかお聞かせいただけますか。

○（生活環境）環境課長

補助事業の地域再エネ導入戦略策定事業におけるこの推進に当たりましては、この結果を出すために検討委員会というものを予定してございます。まだ、各団体にお話を申し上げていませんので、具体的な名称は申し上げることはできませんけれども、区分としましては学識経験者、行政機関の職員、市民、事業者、それと民間団体の構成員ということで、なるべく広い業種の方から、20名ほどを今想定してございます。そういった方から御意見を伺っていきいたいというふうに考えてございます。

○丸山委員

これは、なかなか私はイメージしづらいのですが、大変な計画だと思うのですが、市民の意見を反映させるようなパブリックコメントですとか、そういうのはどこの時点で行われるものなのかお答えください。

○（生活環境）環境課長

少し説明不足で申し訳ございません。先ほどの検討委員会につきましては、地域再エネ導入戦略策定事業の補助事業を実施するに当たっての検討委員会でございます。それが来年の1月までに完了する予定でございます。こちらの補助事業の結果を反映させた形の小樽市域全体の温暖化対策推進事業計画、これは区域施策編と申しますが、これは7月までに完成する予定でございます。

まずはその補助事業につきまして、先ほどの検討委員会の中から御意見をいただくというふうに考えてございます。その後、区域施策編の実行計画に当たりましては、小樽市全体の計画でございますので、パブリックコメントを実施しまして、広く市民の方の御意見を頂戴した上で、7月完成を目指したいというふうに考えてございます。

○丸山委員

今の7月完成というのは令和5年7月完成。この計画を立てるに当たってはパブリックコメントをする予定があるということで確認していいですか。

○（生活環境）環境課長

補助事業につきましては令和5年1月です。そして、その後にその結果を反映させた形で、区域施策編実行計画が令和5年7月を目標という形で完成したいというふうに考えてございます。補助事業の後の区域施策編の策定に当たりましては、パブリックコメントを実施して行いたいというふうに考えております。

○丸山委員

大がかりな事業でもありますし、ゼロカーボンというか脱炭素の推進のために重要な取組になっていくと思

います。市民の意見もしっかりと聞いていただいて、広く理解を得られるようなものにしていかなければならないということを訴えます。

それでもう一つ、ゼロカーボン推進事業と説明がされているのですが、事業内職業訓練センターが移転をすることに伴って改修すると。改修に合わせて照明をLED化する。それから、勤労青少年ホーム体育館の照明器具を水銀灯からLED照明に更新するという点についても、ゼロカーボン推進事業ということで説明が書かれていますけれども、そのことについて今後市が管理する建物などの照明について、ゼロカーボン推進のためにLED照明に変えていく、そういう姿勢なのかということについてお聞かせいただいてもいいですか。

○（生活環境）環境課長

第4次温暖化対策推進実行計画におきましては、基本方針の一つに市有施設の省エネ化を掲げてございます。設備更新や改修・新築の際に省エネ型機器への転換を推進することをうたっております。これを基本といたしますが、当然費用もかかってくるようになるために、次年度から省エネ最適化診断を実施しまして、こちら施設ごとに専門家から効果的な省エネ対策の提案を受けることとなりますので、費用対効果の経済性も考慮した上で各担当で検討していくことになるということでございます。

○丸山委員

LED化することで省エネを推進していくのだと確認をいたしました。

◎市民会館の大規模改修について

次に、市民会館の大規模改修事業費9,410万円が計上されております。数年間にわたる改修というふうにも聞いていますけれども、新年度はどういった内容になるのかお聞かせください。

○（生活環境）小山主幹

市民会館大規模改修工事は、令和3年度から7年度の5か年計画で当面施設を維持するための必要最低限の工事を実施するものです。

来年度の主な工事内容ですけれども、外壁改修工事、屋上防水工事、施設内の外灯改修工事、館内のカメラモニター改修工事、市役所側の階段補修工事、そのほか変圧器の劣化度診断調査を予定しております。

○丸山委員

令和3年度から7年度にわたっての改修工事だということで、お手洗いの改修は、例えばこの別館1階のお手洗いはきれいになりましたけれども、あんな感じの改修というのは予定されていますか。

○（生活環境）小山主幹

市民会館のトイレの改修の状況につきましては、本市のトイレの洋式化等整備に係る年次計画に基づきまして、平成30年度に市民会館の1階の裁判所側の男子トイレをまずは多目的トイレに改修することをさせていただきました。その工事の内容といたしましては、障害者用トイレに改修すること。それと赤ちゃんと一緒にトイレに入れるようにベビーチェアとかオムツ交換台を整備いたしました。そのほか、高齢者や子供連れの来場者からの要望もあって、地下と1階の女性用の和式トイレを各2基ずつ洗浄便座の洋式トイレに改修いたしました。

それと、令和3年度の大規模改修の工事の中で、1階の公園側の男子トイレに故障している箇所がありましたのでそれを改修しました。今の時点では、委員がおっしゃっているような別館1階のトイレの形ではございませんが、これまで改修を進めてまいりました。来年度以降の大規模改修工事の中では、ある程度トイレの改修も終わっておりますので、今時点での改修の予定はございません。

○丸山委員

今トイレについて聞いたのは、ここずっと女性用の生理用ナプキンを公共施設とか学校とかに置いてほしいという希望を出しておりますが、市民会館だけではないのです。公共施設にトイレットペーパーと同じように

生理用ナプキンが常備されている、そういった社会にしていきたいと、そういった配慮をされる社会にしていきたいということで求めていきたいのです。

どこに配備するのがいいのかというのは、これからまた検討していかなければいけないのですが、公共施設にも置くということを検討していただけるのかどうかというところだけ最後をお願いします。

○（生活環境）小山主幹

委員もおっしゃったとおり、公共施設や商業施設では一般的にトイレットペーパーは設置されているというものの、実際に今、生理用品の設置というのはなかなか普及していないというふうに私どもも認識しておりますので、今後の世の中の動向に注視してまいりたいというふうには考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

自民党に移します。

○中村（吉宏）委員

◎ふれあいパスについて

まず、ふれあいパスに関してであります。

今回の代表質問の中でふれあいパスについて質疑をさせていただきましたが、その際、今ふれあいパスの回数券が目的地まで2路線を使うから足りないという方の声があるということで伺っておりまして、この方たちが今の制度の枠組みの中で何とか解消していけないかと、満足度を高めていけないのかという観点からいろいろ質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、これに関して令和3年度予算の執行状況について説明していただけますか。

○（福祉保険）福祉総合相談室久保主幹

ふれあいパスにおけます令和3年度予算でございますが、基本的には二つの事業費に分かれており、バス利用助成については債務負担としております。当初予算は1億3,471万円でございます。その後、本市の見込み以上にバス回数券の販売冊数が伸びまして第4回定例会にて補正を行いました。補正額は783万1,000円とし、事業費の総額としては1億4,254万1,000円となっております。

この補正理由といたしましては、今年度ふれあいパス制度を改めたことによりまして、新たな利用者の喚起ということになったこと。それから70歳に到達した方に今年からふれあいパスを受け取れますよという通知を行ったことによりまして、70歳の交付者が増えたことが要因かと考えてございます。

現在、執行済みのバス助成額につきましては、事業者から令和4年1月分までの報告を受けておりまして、今のところ1億2,800万円となっております。

○中村（吉宏）委員

当初予算をオーバーする利用率、利用喚起の取組も行っていただいていたということでした。これについてですけれども、私が代表質問でお伺いしたときに12月末時点の購入状況と利用状況の答弁がありまして、購入チケット交付者2万3,130人のうち、回数券の総数が27万7,560冊と。うち12月末で約36%の約10万冊が購入されてということで伺ってございました。同じく12月末での購入チケット交付者のうち約1万4,800人、64%の方が回数券を実際に購入したということでもあります。

これまで新制度をつくっていく上で一定の研究をされたと思っておりますけれども、この数値約1万4,800人、64%

の方が回数券を購入したということでありまして、実際に約10万冊購入されたという数値なのですが、これは当初予定していた数と比較して多いのか少ないのか、あるいは妥当なのかというところ、少しいかがでしょうかお聞かせいただけますか。

○（福祉保険）福祉総合相談室久保主幹

まず、今年度の予算につきましては、過去の調査を基に回数券を交付した人全員が買った分の予算を取ったわけではなく、回数券をこの程度使われるのではないかという見込みの上に立てた予算でございます。この間代表質問で報告したのは、もし交付者全員が回数券を全部使った場合というところの想定で数字を出したものでございます。ですから、一定程度の予算の見込みは立ったのですが、やはり先ほど言いました新たな利用者等の発掘があったため、今年度予算は足りなくなって補正したということでございます。

○中村（吉宏）委員

今、途中経過の状況でありますけれども、新たに購入されている方が増えている分、より利用が促進されるのだという見込みで補正をしていかざるを得ないといえますか、結果的にはそうなるのかと思いました。

現実、当初予算はオーバーしたものの、何とか対応ということなのですが、新年度については1億7,220万3,000円というのがふれあいパス事業費なのですが、回数券についてはどういった予算配分になっているのかお聞かせいただけますか。

○（福祉保険）福祉総合相談室久保主幹

今のは債務負担分と当初予算でふれあいパスの全体事業費を占めたものでございますが、回数券だけでございますと昨年の第4回定例会に債務負担でお願いしたものがございます。その額が1億4,000万円ほどになってございます。

○中村（吉宏）委員

令和3年度に補正した額を見込んでということではありますが、実際今回いろいろ答弁の中で出てきていますけれども、少し事業費にかかるのかもしれませんが、今後についてこの購入チケットの改善点、何とかいろいろな意味でも改善していくためにナンバリングを行うのだと。チケット紛失ですとか地域、年齢など購入者の状況を把握するということなのですが、このナンバリングについては、新たに何か事業費に加算されたりとか増額する必要があるのかというところはいかがでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室久保主幹

ナンバリングにつきましては、回数券購入の印刷費に含まれておりまして、今年度に比べたら若干ですが増額になってはいますが、かなり増額ということではないです。若干の増額で済んでございます。

○中村（吉宏）委員

番号を打つだけでチケットに大きな変更はないのだろうということで、若干の増額ということだと思いますけれども、これについていろいろと調査をしていくのだというようなことが、再質問等でも答弁が出ておりました。

これについて、もちろん青天井で予算をつけるわけにはいかないというのは当然でありますし、いろいろな執行の仕方というのも今後調査、検討されるのでありましようけれども、少しでも多く利用する方と少なく利用する方のバランスをどう保つかということも、この制度変更の中でいろいろな議論をされてきたわけですが、実際結構使用頻度が多いという声もいただきながら、この制度の枠組みの中で、うまく市民ニーズを取り込んでいけるようなマイナーチェンジ的な部分というのも要素としては必要ではないかと思うのですが、その辺り今後において、何かお考えがあれば、お示ししたいと思いますがいかがでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室久保主幹

このたびの制度変更に当たりまして、昨年、議会勉強会等を通しまして御説明してきたのですが、全ての利

用者に対して一律の上限を設け助成を行うということを制度趣旨として考えてございます。そのため、販売冊数が市の想定を下回ったとして、その分、特定の方に一律以上の助成を行うことは本制度の趣旨に反した考え方ではないかと考えております。また、どのような方に追加配付をするかという選択も非常に困難なものだと現在では考えてございます。

そのため、委員の言っているような配布を今後検討するのであれば、制度趣旨を含めた制度の根本的な見直しが必要なものと考えてございます。

○中村（吉宏）委員

制度の根本的な見直しが必要と。いろいろと今走り出したものなので調査をしなければならない。その上でどういう運用が一番市民の方に喜ばれるのか。特に高齢化率の高い本市では皆さんが非常に頼りにする制度の一つでもあると思うので、そういった見直しは随時行っていかなければならないかと思えます。

利用の頻度でいきますと、例えば産業港湾部がコロナ禍における経済対策で市内のクーポン券の発行などを行っている中で、当初からたくさんのクーポン券が刷ればいいのですけれど予算にも上限があると。一定程度制限しながら、その購入の状況を見て、少ない購入の方に追加販売の調整、再販売の調整をしているというようなこともありますから、でき得ればニーズに合わせた状況に今後対応できるような制度運用になっていけばいいなということを考えてはおりますので、少しそういったところも念頭に置きながら、今後いろいろ調査研究していただきたいと思えます。

◎ボランティア除雪について

続きまして、ボランティア除雪に関連して伺います。

社会福祉協議会の事業ということで、小樽市から助成ですか、補助ですか、予算をつけてということでありますけれども、このボランティア除雪の事業費について、令和3年度予算と執行の状況をお示しいただきたいと思えますがいかがでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室久保主幹

福祉除雪で社会福祉協議会で行っているものの予算になりますが、令和3年度の予算額は570万円でございます。執行見込みですが、今年度は雪が結構多くて、屋根雪下ろし助成だとかというのは昨年度より件数が増えておりまして、昨年度の決算額は370万円ほどだったのですが、今年度はこれより増えるということでまだ具体的な数字は出しておりませんが、昨年度の決算額370万円より増えるということで聞いてございます。

○中村（吉宏）委員

そうですね、昨年は少雪に対して今年はかなりの大雪の状況なので、さぞ高齢世帯の方なども苦勞されているのではないかと思います。

このボランティア除雪が非常に有効にこれから運用されたいなということでもう少しお伺いしたいのですが、今実際のボランティア登録の人数は何名ぐらいいらっしゃるのかお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室久保主幹

除雪で登録していますボランティア数ですが、本日現在で個人で22名、団体で5団体登録というふうに聞いてございます。

○中村（吉宏）委員

一方、除雪を必要としている側、高齢の方、特に福祉除雪で何か困ったときには依頼をしたいという方が多くいらっしゃると思えますけれども、この方たちの件数をお聞かせいただけますか。

○（福祉保険）福祉総合相談室久保主幹

登録世帯となりますと、その福祉除雪と屋根雪下ろしの世帯と一緒に申請ということがございますので、両方合わせて679世帯が登録されております。そのうちおおむね200世帯が福祉除雪を登録というふうに聞いてご

ございます。

○中村（吉宏）委員

そういう福祉除雪の登録の方たちに向けてボランティア除雪登録の方が除雪に行くこともあると考えるのですけれども、そういう認識でよろしいでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室久保主幹

基本的には社会福祉協議会に除雪の依頼が来まして、その日時だとか時間、場所等を考慮いたしまして、社会福祉協議会で直接ボランティアに依頼するのか、直営でやるのか、または業者依頼にするかというのを判断して対応しているところでございます。

○中村（吉宏）委員

少し分かればなのですけれども、今年の依頼状況の数字は見えていますか。

○（福祉保険）福祉総合相談室久保主幹

今年の依頼状況は、本日現在で福祉除雪は178件実施してございます。このうちボランティアによる除雪は43件となっております。

○中村（吉宏）委員

178件対応されたということらしいのですけれども、依頼があつて対応し切れなかったというような全体の数字はありますか。

○（福祉保険）福祉総合相談室久保主幹

本日現在で依頼のあったものは全て対応していると聞いてございます。

ただ、依頼があつて速やかに対応できたもの、全てがそういうものではない。中には依頼があつてから除雪するまでに時間があるものもあると聞いてございます。

○中村（吉宏）委員

今年は短時間で多くの雪が積もっていて、朝起きたら玄関が開かないとか、特に力の弱い方とか、高齢の方とか非常に不安な思いをされたシーンがあるのかということも少し想像できるのですけれども、何とか対応はしていただいているということだと思います。

今後においてなののですけれども、令和4年度予算の状況を少し説明いただけますか。

○（福祉保険）福祉総合相談室久保主幹

令和4年度については、今年度と同額を社会福祉協議会に補助する予定でございます。

○中村（吉宏）委員

今運営していく中で、過不足は特に生じていない状況でしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室久保主幹

直近の令和3年度の予算執行で言いますと、逆に不用額が出ているという状況です。その主な理由といたしまして、屋根の雪下ろし除雪が当初見込みよりも件数が少なかったということで、今年度の状況も昨年度よりは増えているのですが、予算的にはまだ今年度余裕があるというふうに聞いてございます。

○中村（吉宏）委員

結構家屋が潰れてしまったりというニュースが出る中で、利用が抑えられているということが少し不思議だなと思うのですけれども。

そうしていく中で、ボランティアの方も多く登録していただくと、より対応がスムーズにできるのかという観点なのですが、令和3年度にボランティアのポイント制度を導入されたと思いますが、除雪ボランティアに関しての状況はいかがでしょう。増えているですとか、人数等をお示しください。

○(福祉保険)福祉総合相談室久保主幹

ポイント付与による効果はどうかというのは判断しかねますが、今年度、個人登録は7名増えてございます。

○中村(吉宏)委員

ポイント付与があるからということの理由までは判明しないということなのですね。

それで、今後についてなのですけれども、ボランティアの方たちへさらにこういったポイント制度などもしっかりと周知しながら、対応してくれる方にお声かけをして増えていただくことは必要なかということなのですが、今後において何かこの制度についてお考えのことがあればお示しいただけますか。

○(福祉保険)福祉総合相談室久保主幹

やはり、まずボランティア除雪について周知を図り、参加してくれる方が増えるよう努めてまいりたいというふうに考えております。そのため、例えば市内で開催された国際スポーツ雪かき選手権のイベントのように、自分たちも楽しみながら地域の困り事の解決に向かうというような取組が広がっていくよう、関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えてございます。

○中村(吉宏)委員

それから、除雪を希望する方が一定程度その制度を認知していれば増えると思うのですが、さらに実は今年困っていて、まだ福祉除雪等の情報までキャッチできていないという方がいらっしゃるというのであれば、今後も引き続きそういう周知も必要かと思うのですが、そういった周知について何かお考えのことがあれば少しお聞かせいただきたいと思いますが、最後いかがでしょう。

○(福祉保険)福祉総合相談室久保主幹

福祉除雪につきましては、基本的に民生・児童委員を通しまして申請を受け付けることになってございます。民生・児童委員の例年の定例会でもそういった周知を図るよう、全民生・児童委員に対して周知を行っているところでございますが、それに加えて、市として協力できるものがあれば協力してまいりたいと考えてございます。

○山田委員

◎男女共同参画について

それでは、私から3月8日、今日は国際女性デーということでお聞きしてまいります。

この一環としてSDGsの達成目標の一つとして掲げられた、ジェンダーの平等に関して関心が高まっていると聞いております。それは、男女共同参画にも通ずるものと考えております。

そこで、最初に、本当に基本の基本、私も勉強不足ですが、今日なぜ国際女性デーになったのか、その点を分かる範囲でお聞かせいただけますか。

○(生活環境)男女共同参画課長

男女共同参画に関する国際女性デーはどのような形でということですが、男女共同参画に関する年表から見ますと1975年に国際婦人年というのが定められまして、国際的に言いますと、その後、女子差別撤廃条約を経て2000年に国連特別総会で女性2000年会議が開催されまして、それから2010年に国連で北京+15記念会合が開催されました。その後2012年、平成24年に第56回国連婦人の地位委員会、自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント決議採択がされて、その後、日本では女性活躍推進法などが出来上がりまして現在に至っているところです。

○山田委員

本当にいろいろと、古くは1908年にアメリカニューヨークの女性参政権から始まったという説もあるようです。そういった意味では、この国際女性デーについて、今日まさしくその3月8日の記念の日ということでお

聞きました。

そこで、本市ではこの男女共同参画社会の実現に向けてどのような取組をしているのかお聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

本市の男女共同参画の取組につきましては、現在平成25年に策定いたしました第2次小樽市男女共同参画基本計画に基づき、男女が性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会実現のために様々な取組を行っております。

○山田委員

次に、この女性の活躍には教育や社会、地位の向上、様々な分野で挙げられております。常に男女の格差、こういうものがあって、まだまだこの平等には遠いということで私は感じております。

そこで、例えば、女性が輝き働けることなどの意識調査、こういったことはしたことがあるのか、そのことについてお聞かせ願いたいと思います。

○（生活環境）男女共同参画課長

意識調査に関しましては、男女共同参画基本計画を策定する際にやっております。1回目が平成13年。15年に第1次計画をつくっておりますので、その前の13年にやっております、次が23年、現在の第2次計画を25年につくっておりますのでその前にやっております。それで、今の計画が来年度いっぱい切れますので、新しい計画をつくる資料とするために、昨年11月に男女共同参画に関する市民意識調査を実施しております、現在結果をまとめているところです。

○山田委員

昨年11月にこういったような意識調査をされて、現在いろいろ取りまとめをされているということで、その結果が期待されるということです。

そこで、この計画の中でも活躍する女性のためにいろいろ取組をされていると思います。そこで、市の審議会などの女性委員の登用率など、過去3年間どのように推移しているのかお聞かせ願いたいと思います。

○（生活環境）男女共同参画課長

過去3年の市の審議会における女性委員の登用率は、いずれも4月1日現在となりますが、平成31年が33.8%、令和2年が同じく33.8%、令和3年が34.7%となっており、計画に定めた目標値の45%には到達しておりません。今後も目標値に近づけるよう、男女の共同参画の推進を図るとともに、昨年11月に行いました市民意識調査の結果なども踏まえ、次期計画を策定してまいりたいと考えております。

○山田委員

それでは、この予算書の中から男女共同参画施策費86万5,000円が計上されています。この中で男女共同参画意識啓発費56万円、女性相談関係経費5万2,000円、それから男女共同参画推進費25万3,000円、それぞれどのような目的で計上されているのか、簡単に説明していただけますか。

○（生活環境）男女共同参画課長

申し訳ありません、もう一度質問していただいでよろしいでしょうか。

○山田委員

後からメモでいいですから、この男女共同参画施策費についてそれぞれお聞かせください。

◎生活保護について

生活保護に関連して少しお聞きします。

3月2日、厚生労働省は全国で生活保護の申請が昨年より約1万1,400件増えたと言い、これに関しては2年連続の増加と聞いております。この増えた理由について押さえている点があればお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉保険）生活支援第1課長

増えた理由につきまして、厚生労働省では新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で再就職が難しいことなどから、生活が苦しく追い詰められている人が増えているのではないかというような見解が示されているところがございます。

○山田委員

今、全国のお話を聞きましたが、まず、本市の状況を予算の部分で令和元年度から決算も通じて3年程度をお聞かせいただけますか。

○（福祉保険）生活支援第1課長

生活保護費の扶助費につきまして申し上げます。令和元年度当初予算額約82億8,100万円、決算額約78億4,000万円。2年度当初予算額約79億100万円、決算額約72億4,400万円。3年度につきましては当初予算額のみとなりますけれども、約73億7,800万円となっております。

○山田委員

それでは、併せて保護世帯数及び人数も同様に令和元年度からお聞かせいただけますか。

○（福祉保険）生活支援第1課長

保護世帯数と保護人数につきまして、年度の平均値で申し上げたいと思います。令和元年度、保護世帯数3,557世帯、保護人数4,563人。2年度、保護世帯数3,456世帯、保護人数4,381人。3年度、保護世帯数3,326世帯、保護人数4,161人。3年度につきましては直近の4年1月末現在の数字となっております。

○山田委員

令和4年度の予算的には約69億7,000万円ということによろしいですね。

○（福祉保険）生活支援第1課長

おっしゃるとおり、令和4年度につきましては約69億7,000万円によろしいと思います。

○山田委員

ということは、令和元年度から4年度まで比べると、やはり減少傾向にあるということでは承知していいのか、それと、なぜこういうふうになされたのか、その2点をお聞かせいただけますか。

○（福祉保険）生活支援第1課長

まず1点目の減少傾向にあるかということにつきましては、数字が示すとおり、やはり減少傾向にあります。理由につきましては、やはり保護世帯数が年々落ちてきているという部分が一番大きいというふうに考えているところであります。

○山田委員

今、予算も聞きましたので、申請状況を最後に聞いて終わりにしたいと思いますけれども、申請状況の推移、多分この予算どおりかと思っているのですが、令和元年度から直近までについて、この申請件数、きっと保護世帯数なのでしょう、それについてお聞かせください。

○（福祉保険）生活支援第1課長

生活保護の申請件数ということでお答えさせていただきます。令和元年度につきましては申請件数349件、2年度294件、3年度につきましては直近の令和4年2月末時点の数字になりますけれども、220件と推移しております、申請件数につきましても減少傾向になっています。

○山田委員

最後にお聞きしますが、本当にこの新型コロナウイルス感染症関連で全国的には減ってきている。小樽市の場合はそういうこともあるとは思いますが、どういう状況だったのか、それを聞いて終わりにしたいと思います。

○（福祉保険）生活支援第1課長

詳細な分析等を行えておりませんが、やはり全国的には申請件数が増えているのですが、小樽段階では逆に増えていないと。新型コロナウイルス感染症の影響によって増えていないという状況については、人口の減少などもあると思いますし、あるいは、いわゆる働く年齢層の減少などが申請数の減少に影響を与えているのではないかとこのように考えているところであります。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時56分

再開 午後3時24分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○秋元委員

◎子育て関係予算について

第7次小樽市総合計画の進捗状況についてという資料がありますが、この資料では令和元年度、2年度の政策分野テーマごとに要した経費の内訳が記載されております。説明では、一般会計及び特別会計の歳出額と企業会計の支出額の合計を施策分野ごとに分類し、まちづくりの推進に要した経費の状況を取りまとめたところですが、そもそも子ども・子育て分野全体の予算額、決算額を元年度、2年度でお聞かせください。

また、一般会計に占める割合についてはどのようになっているのか説明していただけますか。

○（こども未来）次長

今、秋元委員のおっしゃいました第7次小樽市総合計画の進捗状況における子ども・子育て分野の令和元年度、2年度の予算額と決算額につきましてでございますが、この資料は決算額についての表となっておりますので、申し訳ございませんけれども、決算額でお答えさせていただきたいと思っております。また、子ども・子育て分野ということで、こども未来部だけではなくて、教育部とか生活環境部の青少年の部分もございますので、それも含めた子ども・子育てという形でお答えさせていただきます。

令和元年度につきましては、74億6,500万円、2年度につきましては81億4,400万円が決算額となっております。占める割合としましては元年度が6.6%、2年度は6.4%という形になっております。

○秋元委員

そうなのです、こども未来部だけではなくて、ほかの部署にまたがる予算も含めたものでありますので、なかなか少し分かりにくい部分があるのですけれども、今お答えいただいたように、子育て支援に関する経費については、令和元年度74億6,500万円ということです。経費全体に占める割合が6.6%。また、2年度は81億4,400万円で、経費全体に占める割合が6.4%となっているということですが、割合としては0.2ポイント減っているものの、経費は6億7,900万円の増となっているのです。

この経費には、そもそも人件費が含まれていないということですので、具体的にどのような経費が増となったのか、その増となった要因と内容について説明していただけますか。

○（こども未来）次長

やはり総合計画の安心して産み育てること、そういう事業を子育て施策として推進していくために、令和2年度につきましては、子育て世代包括支援センターの開設や3歳以上未就学児のこども医療費の拡充、また、保育料の無償化等によりまして、子育て施策に重点を置く、少し力を入れたということで予算が増えたというようなものでございます。

○秋元委員

それで、一般的には一般企業で無駄な経費を削減することによりまして収益を増やしたりですとか、あとは業務の効率化、またサービスの向上などにつながると言われていると思いますけれども、人件費は別として今後どのようにこの経費の部分の削減に取り組む考えなのか、ふだん部内では経費削減についてどのようなことが共有されているのか、この辺はどうでしょうか。

○（こども未来）次長

やはり小樽市の厳しい財政状況という点はございますけれども、その一方、やはり子ども・子育てという重点的にやりたい部分というのもございますので、市の全体の予算議論の中でそういうバランスも見ながらこども未来部として考えていかなくはいけない部分というのはございますが、その中でも、部長ヒアリング、部内のヒアリングの中では、やはり各課長から上がってくるものを部長、次長なりで事務費とか少しでも予算削減できるものについては、いろいろ取り組んでいるところでございます。

○秋元委員

一般職員の方々に対してといたしますか、一般職員の方々にもそのような情報は共有されているということでしょうか。

○（こども未来）次長

毎年度財政部から当初予算の予算要求に当たってというものも来ますので、当然部内の職員には各課長から情報共有という形をさせていただき、そう言いながらもやはり新規施策として厳しい財政ながらできるものがないかという、職員の中からのアイデアとかも取り入れながら何かできないかということはいろいろ模索してきたところでございます。

○秋元委員

それで、経費削減の取組について今いろいろと説明いただきましたけれども、これについての、例えば成果ですとか検証するような場合は、こども未来部だけに限って言いますと、そういう場はありますでしょうか。

○（こども未来）次長

申し訳ございませんが、特に検証という形ではできておりませんが、やはり部長ヒアリングの中とかで決算見込額を踏まえながら少し考えると、そういう形で検証しているという状況でございます。

○秋元委員

ぜひ部内で、その成果を検証する場があれば、今後の取組にもしっかりと生かされていくのではなかろうかと思えますので、ぜひこの点について検討していただければと思います。

次に、令和3年度、4年度の予算で言うと、例えば子ども・子育て分野の経費の割合はどのようになっているのでしょうか。

○（こども未来）次長

こども未来部の予算の一般会計に占める割合といたしましては、令和3年度が9.5%、4年度は10.1%という形になっております。

○秋元委員

これは、総合計画のテーマでいう子ども・子育て分野という部分の経費の割合ということでは、今は分からない

ですか。

○（こども未来）次長

申し訳ございません。今のお答えは、あくまでもこども未来部としてのお答えということで御了承いただければと思います。

○秋元委員

では、後ほどで構いませんので、子ども・子育て分野の経費についての割合をお聞かせいただければと思います。

次に、令和4年度当初予算では、こども未来部の予算に限って言えば、対前年度予算比でプラス5億1,600万円というふうになっております。主なプラス要因は、増となった事業費の約8割を占めるのがハード事業だと感じますがけれども、これは施設整備費なども入っているというふうに思います。

ソフト事業に関する事業費で増となった事業や新しい事業はあるのか。もしありましたら、予算額ですとか事業内容について説明いただけますか。

○（こども未来）次長

令和4年度の当初予算におけるソフト事業といたしましては、こども医療費助成の拡充とか、また、新型コロナウイルス感染症に係る感染症対策などもございます。

また、新規事業といたしましては、新生児聴覚検査費用の助成を新たな事業として予算をつけていただきまして、これは産まれてすぐの子供に病院の中で聴覚障害の有無を早期に発見するという観点から、子供に聴覚の検査をさせていただいて、そのための費用の助成を一部、生まれた母親のお手伝いをさせていただくという事業でございます。予算額といたしましては126万4,000円という形になっております。

○秋元委員

120万円何がしというのは、この三つの事業を合わせて総体的に百二十数万円がプラスになったということですか。その新しい事業と予算額と事業内容についてということで質問させていただいたのですけれども、もし分かりましたら予算額もお聞かせいただけますか。

○（こども未来）次長

申し訳ございません。今お答えいたしました126万4,000円というのは、あくまでも新生児聴覚検査事業費としての予算でございます。そのほかに、新型コロナウイルス感染症関係の、例えば地域子育て支援センターの感染対策として33万5,000円とか、児童館も同じように新型コロナウイルス感染症対応で25万円、そのような形で計上させていただきました。

○秋元委員

それで、減となった要因として示されている中に、子育てのための施設等利用給付費として約1億1,000万円、例えば児童扶養手当で約6,000万円の減となっておりますけれども、この減となった理由はどのような理由でしょうか。

○（こども未来）次長

児童手当などが減になっている理由でございますけれども、それは子供が減少したことによって手当の対象となる子供の数が減ったというところでございます。

また、子ども・子育てにつきましては、子ども・子育て支援法の中で新制度に移行する施設が令和4年度にあるということで、そのための経費が減少したというところが要因でございます。

○秋元委員

それで、令和4年度一般会計当初予算額の主な増減内容の特に減となった要因についてなのですが、今答弁いただきましたが、そもそも人口が、対象者が減ったということで、児童手当や児童扶養手当が減っているというようなお話をいただいたのですけれども、そもそもその前提で、人口なり対象人数が減っている中で、例えば今言った児童扶養手当ですとか、子育てのための施設等利用給付費は対象人数が減るという中で、当初予算とし

て予算要求の中には入っておりましたか。

○（こども未来）次長

予算要求に当たってというこども未来部の考え方の中に、そういう児童扶養手当とかの減少とか、施設整備とか、制度が変わることによる増減なども加味した上での予算要求とさせていただいております。

○秋元委員

では、例えば児童扶養手当だけに限って言いますと、約6,000万円というのは当初予算の中で予算要求していたということでのいいですね。

○（財政）財政課長

その約6,000万円の部分は、令和3年度の当初予算と今回上げさせていただいている4年度の予算案との差額という形になりますので、実際、原部から来ている金額はそれとイコールという形ではございません。

○秋元委員

そこなのですけれども、そもそも今回、私たち議員が頂いている令和4年度予算一般会計当初予算額の資料を見ますと、部ごとの当初予算額、要求額、予算額、査定額、対前年度予算比較というものがあまして、その中に主な増減内容というものが記されております。先ほども少し触れたのですけれども、主に減となっている要因はハードの事業でありまして、例えば施設整備費などというものが含まれているのですが、これはそもそも4年度に予算要求するわけがないですよ、3年度でもう終わっているのですから。それが減となった要因の中にも含まれていることで、では、そもそも予算要求していたのかという考えに至ったのですけれども、これについてもう少し説明していただけますか。

○（財政）財政課長

今の委員のお示ししていただきました組織改革関係事業費、こども発達支援センターの関係で7,400万円の皆減という形になっておりますけれども、こちらの資料については、あくまでも令和3年度の当初予算と4年度の当初予算の比較による増減という形になっておりますので、皆減と書いてあるということは、3年度では予算措置されておりましたけれども、4年度では最初から、これは当然もう事業終了しておりますので、予算要求自体もなかった、ゼロという形になっております。

○秋元委員

それで、私が大事だなと思うところは、実はその査定額なのです。この中身が分かった上で各事業について議論しないと少し勘違いするのではないかと私自身は思っております。例えば、こども未来部の今回要求額が59億6,600万円ですか。それで、予算額が58億4,700万円、査定額が1億1,900万円ということで、これは純粋に予算要求額を査定したら58億4,700万円になりましたと、1億1,900万円査定しましたということなのですけれども、その1億1,900万円の中身を知りたいと。どういう事業費が削られているのだろうかということを知らないと、なかなか個別の事業の議論ができないかと私自身感じたものですから、少し説明させていただいたのです。

そもそもその1億1,900万円の中身についてはどのようになっているのですか。また、どういう事業を査定してこういう金額になったのか、主なもので構いませんので少しお聞かせいただければと思うのですが、どうですか。

○（財政）財政課長

こども未来部の1億1,900万円の減の主なものにつきましては、まず一つには、児童扶養手当の部分で一つの大きな要素があるのと、もう一つは、教育・保育給付費負担金、これら二つの事業を合わせますと、今回1億1,900万円ほど査定で落としておりますが、大体半分ぐらいがその二つの事業で落としているような形になっております。

なお、査定の部分に当たりましては、当然のごとく利用実績とか過去数年間の伸び率なり、それらを勘案して、私たち財政部としては査定をしておりますが、各原部も基本的には同じ考え方で予算というのは要求してくるので、やはり予算ですので、どうしても利用実績の部分を見ると、原部としては多少高めに数字を見積も

ってくる場合とかもございますので、それは私たち財政部で精査させていただいて予算という形で上げさせていただいているものです。その辺りがどうしても、これらの二つの事業というのはもともとの事業費の規模が非常に大きいところになりますので、仮に1%、2%落としたとしても、かなり大きい金額の削減という形になりますから、それが今回の1億1,900万円のうちのかなり大宗を占めているというふうに考えております。

○秋元委員

なるほどですねと言いたいのですけれども、なかなか納得し難いのは、例えば今説明いただいた児童扶養手当が入っております、これについては令和3年度との差額で、5,700万円減になったということではよかったかと思うのですが、では、今回、児童扶養手当は幾ら予算要求をして、原部との乖離、財政との乖離が幾らで、実際に見積もった児童扶養手当を頂く人数とかで割り返すと、どのぐらいの人数になるのかなと、その辺はどうですか。分かりましたらお聞かせいただけますか。

○（財政）財政課長

すみません、人数の関係については、さすがに押さえていないのですけれども、今回、資料の中で、こども未来部について、児童扶養手当が前年度と比べて5,700万円の減という形になっております。

なお、私たちで査定させていただいた数字は大体3,500万円ぐらいの減という形にしていますので、3,500万円から5,700万円を引くと、大体2,200万円ぐらい原部としては前年度の予算よりも減という形で要求をいただきましたが、その部分については、私たち財政部で件数なり伸び率などを見て、査定をさせていただいております。

なお、こちらの部分につきましては、扶助費の部分になりますので、実際に執行の関係は不足になってくるという形になってきましたら、それは当然補正なりなんんりの対応を検討させていただきたいと思っております。

○秋元委員

そうなのです。ただ、児童扶養手当を少し調べると、全部支給で、たしか4万円少しぐらいでしたか、一部支給で2万何千円だったかと思うのですけれども、少し記憶があれなのですが、全ての子供が全部支給となったときに、数千万円で割り返したときに、どれだけ原部と財政部との考え方の違いといいますか、確かに予算が足りなくなったら困りますから、多めに要求するのは、十分分かります。

ただ、あまりにも乖離しているのではないかと思うのですけれども、財政部と、例えば今こども未来部だけでいますと、どういうやり取りといいますか、予算を要求する上での確認といいますか、されていますか。

○（財政）財政課長

実際に予算を要求するに当たりましては、私たち財政部としても予算編成方針のほかに、予算要求に当たっての基本的事項等を各原部に配布させていただいております。その中で、歳入歳出全般の各経費にわたって一定のこういう考え方で予算を見積もってくださいということでお示ししているのですが、少し先ほどの繰り返しにはなってしまうのですけれども、財政部としては、例えば子供が減っているかというふうに見ていったときに、原部が、それを減少傾向というふうに見るのではなくて、例えば直近1年間、2年間のとある月の数字が最高潮で、過去3年ぐらいで一番大きい数字になっていた場合とかに、たまにその金額で安全圏、マージンを取るみたいな形で予算要求してくるような場合とかもございますので、私たちとしては、やはりどうしても査定するに当たっては、実績ベースで当然査定をしていかなければならない、そのように考え、財政部として見る減少傾向なりなんんりを勘案した形で査定は行わさせていただいておりますので、原部がどういう考え方で要求をしているのかというのは、ヒアリングの席上でいろいろ説明とかいただく部分はあるのですけれども、そこでお互いにその辺りは当然議論をしながら、最終的な予算案をつくっているような形でやらせていただいております。

○秋元委員

そうですね。限られた予算の中で、どうやって重要な施策に予算を配分していくのかは非常に重要だと思うのですけれども、予算編成方針も見させていただきましたが、私が感じるのは、そもそもやはり予算要求基準枠とい

うのがあって、その中で予算要求してくださいというものが示されているということなのです。あまりこの部分を追求すると、こども未来部の皆さんに少し迷惑がかかるかと思しますので、あまり深くは追求しませんけれども。その上で可能であれば、査定した部分についての説明も、今後新年度予算が提案される際に見せていただければありがたいのかなど、議論しやすいのかと思しますので、この辺を検討していただきたいと思します。

それで、次に行きますけれども、かなり違う質問をしてしまったので、本題に戻っていきます。平成30年7月に、小樽商科大学と小樽市が合同で行った小樽市における人口減少の要因分析及び有効な施策に関する研究について、市長記者会見で公表されまして、私たち議員にも共有されました。この報告書では、提言も記載されておりましたが、まとめでは人口減少に歯止めをかけるための政策的ターゲットは、子育て世代をターゲットにした政策を考えるべきであるとされておりますが、研究結果の公表から約4年ですけれども、この考えは、現在も市の施策に反映されていると考えてもよろしいですか。

○（こども未来）次長

その小樽商科大学の提言書の中で、子育て世代のターゲットとなる市の施策の重点項目として、子育て環境の整備に取り組むということ、例えば妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援体制の充実や、子育て世代への情報ツールの充実、また、子育てにかかる医療費の負担軽減などが重点項目に挙げられておりますので、それらについては現在の施策の中で反映されているというふうに考えております。

○秋元委員

それでは、もう結論のところ飛びますけれども、令和4年度予算編成方針で、第7次小樽市総合計画に掲げる小樽市の将来都市像である「自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち 小樽」の実現を目指すとともに、テーマが六つ設けられておまして、その中でも人口対策が政策的ターゲットと位置づけていると思しますが、ただ、第7次小樽市総合計画の目標について見ますと、そもそも、子育てがしやすいと感じている市民の割合が、基準年となる令和元年度で22%と極めて低いのです。さらに、この総合計画が終了する10年度の市が目標としている数値がどうなっているかと言いますと、基準値より増と、ある意味極めて消極的な目標になっております。来年度、この総合計画を見直す年となっておりますけれども、私は、先ほど来言っておりますように、人口対策ですとか、子ども・子育てに重点を置くのであれば、ある意味ここの数字をもう少し希望の持った意欲の感じる目標にするべきなのではないかと思うのですが、最後に、この辺についての考え方を伺って、質問を終わります。

○こども未来部長

総合計画について、私から答えるというのも少しあれですけれども、一応、今回、総合計画の基準値より増としている指標についてなのですが、これは子どもの権利条約について理解している市民の割合と、市民アンケート指標の子育てがしやすいと感じている市民の割合の二つの指標がございまして、その計画の策定に当たっては、10年後の小樽市を思い描いて行政や市民、議会が協働で策定している経過というのがございます。少し曖昧という御指摘もありましたけれども、現状を改善しようという思いが込められて、この指標をこのような形で設定した経緯でございまして。

今後、中間見直しの対象にするかどうかは、その時点での社会情勢とか、そういったものを見極めながら対応する必要があるかと考えております。

○秋元委員

そこが消極的だと感じるのです。ですから、改めて持ち帰っていただいて、もちろん全市的な取組になるかと思しますが、他の部局にまたがることもあります、ここをしっかりと目標を改めていただかないと、誰が見ても、では23%になれば目標達成できたのかという話なのです。ぜひ改めて検討していただきたいと思します。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○中村（誠吾）委員

◎成年年齢18歳引下げについて

このたび、成年年齢を18歳に引き下げる民法の一部を改正する法律が、来月4月1日から施行されます。そこで、私は本日、新たに成人となる18歳と19歳が特に気をつけるべき消費者トラブルについて何点か質問をさせていただきたいのです。

実は、私は職員時代に、ここにいらっしゃる松田副委員長とともに消費生活課というところで一緒にテーブルを並べていたことがあります。これはまだ民生部と呼ばれていたくらい昔の話ですが、この消費生活課が行政として小樽市消費者センターの事務局を所管しておりまして、松田副委員長は庶務担当として、それら相談案件の報告書などの内容をよく理解して整理などをされておられたのです。私は違う係でしたが、日々、相談員の方が全力でトラブルの解決に向かって努力されまして、その大変さというのは門前の小僧ではないですけれども、目の当たりで見てきました。

前置きが長くなってしまいましたが、質問に移りますけれども、このたび成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることによりまして、親の同意がなくてもクレジットカードやローンなどの契約ができるようになると承知しています。しかしその一方で、事後に本人や保護者などが契約を取り消せる未成年者取消権というのがありますが、使えなくなるのです。この若者の消費者被害の拡大が懸念されているのです。

ここで質問なのですが、小樽・北しりべし消費者センターにおけます過去5年間における20歳未満の方の相談件数を契約者ベースでお知らせください。

○（生活環境）生活安全課長

小樽・北しりべし消費者センターにおける過去5年間の契約者ベースで20歳未満の方の相談件数につきましては、平成28年度16件、29年度16件、30年度14件、令和元年度34件、2年度21件、3年度につきましては12月末時点で14件となっております。

○中村（誠吾）委員

次にお聞きしたいのは、この成人となります18歳、19歳の方に対して、特に気をつけてほしいトラブルの傾向を、ジャンル別でお聞かせいただきたいと思っているのです。なぜジャンル別とお願ひしたかと言いますと、全国を総括して消費者トラブルについて対応している中心的な存在であります、国民生活センターは、多岐にわたる相談案件をジャンル別で分析しておりまして、それを地域の消費者センター、北海道立消費者センターから始まりまして中間自治体の、そこに情報を提供していくわけです。

それで、国民生活センターは今回の成年年齢18歳引下げに伴いまして、気をつけてほしい消費者トラブルのジャンルはどのようなものとしていますか、お聞かせください。主なもので結構です。

○（生活環境）生活安全課長

国民生活センターでは、本市を含む全国の消費者センターに寄せられた相談から、「18歳・19歳に気を付けてほしい消費者トラブル最新10選」として、副業・情報商材やマルチなどのもうけ話トラブル、エステや美容医療などの美容関連トラブル、健康食品や化粧品などの定期購入トラブル、誇大な広告や知り合った相手からの勧誘などSNSきっかけトラブル、出会い系サイトやマッチングアプリの出会い系トラブル、デート商法などの異性・恋愛関連トラブル、就活商法やオーディション商法などの仕事関連トラブル、賃貸住宅や電力の契約など新生活関連トラ

ブル、消費者金融からの借入れやクレジットカードなどの借金・クレカトラブル、スマートフォンやインターネット回線などの通信契約トラブルなどを掲げております。

○中村（誠吾）委員

そのように具体的にポイントを示して、ある意味、注意喚起が全国的にもされているということが、まず分かりました。

それで、小樽市においてもそのような情報の収集をされていることも分かりましたけれども、課題として若者のこの消費者被害を防ぐため、今後どのような施策を小樽市として取っていくのかなのです。先ほども言いましたが、本会議で松田委員もおっしゃったのだけれども、この未成年者取消権があるから悪質業者は未成年に寄ってこられなかったのです。ある意味、この未成年者取消権というのは消費者被害の最大の防波堤なのです。しかし、このたびの改正により、18歳、19歳の若者はこの防波堤の外に出されてしまうのです。例えば高校3年生のクラスの中に成年と未成年が混在するということが起きてくるのです。ですから、高校教育における消費者教育というか、生徒指導においても混乱するのではないかと私は若干心配、考えています。

そこで、最後の質問なのですが、小樽市としては、市民の皆さん全体に対して引き続き消費者被害防止の啓発はもちろんのことなのですが、今指摘した高校生などに向けた消費者教育の拡充・啓発についてはどのようなことを考えられていますか。

○（生活環境）生活安全課長

高校生などに向けた消費者教育の拡充・啓発につきましては、これまで希望する高校において、若年者向けの講座やリーフレットの配布を実施したほか、消費者庁からのポスター掲示や市のホームページで若年者向けの消費者教育の啓発を行ってきたところであります。

令和4年度には、市内の高校3年生を対象に契約トラブルへの注意喚起などを掲載したチラシの配布を予定しているほか、各高校にも呼びかけて、若年者向けの講座も開催していけたらと考えております。

また、小樽・北しりべし消費者センターにおいても、消費者被害防止等に関するDVDの貸出しを行っているほか、政府広報や関係機関などによる動画配信も行っておりますので、これらのことも併せて周知を図ってまいりたいと考えております。

○中村（誠吾）委員

これは質問ではないのですが、この消費者行政に携わった者たちが消費者協会やいろいろなすばらしい活動をされている人たちから必ず受け継いで聞いてきた言葉があります。賢い消費者になるためにこの行政がありますので、どうかこれらの措置をお願いして、私の質問は終わります。

○高橋（龍）委員

◎病児保育に関して

先に、病児保育事業に関してお聞きをさせていただきます。

まず、本市において病児保育事業は、いなほ幼稚園で行われていますが、来年度事業拡大することが示されています。それに関わって幾つか確認の意味でも伺っていきたいと思います。

まず、病児保育事業の立ち上げから新型コロナウイルス感染症の影響が出る前までの利用状況について御説明をお願いいたします。

○（こども未来）子育て支援課長

この病児保育事業ですけれども、令和元年10月からスタートしてございます。新型コロナウイルス感染症の影響が出る前までということで、半年間になりますけれども、令和元年度の利用状況を申し上げますと、登録児童数で言いますと62名、利用数なのですが、延べ人数になります、9名という状況になっております。

○高橋（龍）委員

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が始まったのが約2年前で、病児とはいえ、本事業で直接陽性者の児童を受け入れるということではないものと認識はしています。ただ、やはり感染症の蔓延下では、病児の受入れに対して慎重にならざるを得ないこともあったのではと推察するところです。

ここで、新型コロナウイルス感染症の蔓延下での病児保育の受入れに関して、例えば物品ですとか施設の消毒の徹底であるとか、そういった受入れの際の確認事項などにおいても、従前とオペレーションの変更点などがあるかと思えますけれども、そちらについて御説明いただけますか。

○（こども未来）子育て支援課長

新型コロナウイルス感染症の影響で対応を変更した点ということで申し上げますけれども、いなほ幼稚園にも確認したのですが、まず、消毒作業自体はもともと新型コロナウイルス以外の感染症、こういったことにも気を遣って丁寧に行っていたということで、特に対応を変えるようなことは生じていません。

受入れに関しましても、まず、利用に当たっては事前に医師の診断が必要となりますので、医師に診てもらって、例えば発熱があっても新型コロナウイルス感染症ではない大丈夫だというふうになれば、受入れはしているというところでございまして、そういった意味でも、受入れに関して、特に新型コロナウイルス感染症で従前と消毒作業とかの対応に変更が求められたという点はないということで聞いております。

○高橋（龍）委員

逆に言うと、従前から徹底した対策を取られていたということで、非常に安心をしたところではありますが、この新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、受入れ人数等に変化がありましたでしょうか。もともとお示しいただいているのは、令和元年の約半年の期間ですから、少し変化、傾向といってもなかなか分析しづらい部分もあるかもしれませんが、この2年間の分析及び傾向など振り返りがありましたら、お示しいただけますか。

○（こども未来）子育て支援課長

ここ2年間の傾向ということで、まず令和2年度は、4月から5月の最初の緊急事態宣言の発令を上げたときは登録者は増えませんでした。ただ、その緊急事態宣言が明けた後、登録者数はぐっと増えております。ただ、登録者は増えたのですけれども、利用者自体は増えなかったという状況で、これは恐らく感染対策で皆さん、手洗いですとか消毒を徹底するようになりましたので、インフルエンザ自体が全然出なかったという状況がありまして、いわゆる病児保育を使うような子が少なかったのではないかと考えております。

令和3年度に入りまして、前半のほうは、登録者、利用者ともに少なく横ばいの状態が続いておりました。ただ、3年度の緊急事態宣言が明けた9月には、利用者自体がぐっと増えまして、これは、恐らくそれまで保育所の休園などで登園を控えていた子供が、緊急事態宣言が終わって皆さん保育所に通うようになったと。それで、RSウイルスが急にばっと出たようでして、その時期の利用者が増えたというような傾向がございました。

○高橋（龍）委員

やはりその感染の波によっても利用に影響しているのだなというふうには捉えました。

ここで、来年度予算についてなのですが、当然、来年度も病児保育事業費補助金を拠出するわけですが、冒頭に申し上げたとおり事業の対象年齢が拡大されると認識はしていますが、今回お示しいただいたように、対象年齢が拡大されるに至った経緯を御説明いただきたいと思えます。

○（こども未来）子育て支援課長

拡大の経緯ということなのですが、まずこの事業開始時に病児保育事業実施要綱をつくっておきまして、もともとその要綱上は生後57日から小学校6年生まで利用できますという、そういう範囲での設定でございました。ただ、いなほ幼稚園からの申出で、最初はやはり事業をスタートする上で不安な部分もあるということで、慣れるまでの間は、最初のうちは1歳半から小学校2年生までということで、2年目には小学校3年生までということで

拡大しております。

それで、今回協議しまして、来年度からは下を1歳半というところを1歳に引き下げて、上も小学校6年生まで
に拡大する予定というところなんです。これも困ったときにすぐに使えるような、そういう受皿をできるだけ広くして
おくことで、安心して子育てできる環境を提供したいということで、もともと決めておりました要綱の範囲内で施
設と協議して拡大を決めているところです。

○高橋（龍）委員

では、年齢の拡大に伴って園側の体制、つまり人員の増員であるとか、そういった面での変更はありますでしょ
うか。

○（こども未来）子育て支援課長

年齢の拡大はしますけれども、1日当たりの定員は3人なのですが、そういったものは現状どおりになっており
ます。先ほどお話ししたとおり、今回は要綱の範囲内の拡大ということですので、今、専任の保育士と看護師1人
ずついるのですけれども、その人員体制には変更はございません。

○高橋（龍）委員

では、この年齢拡大をすることによって受入れの人数はどの程度になるか、推測されているのでしょうか。現状、
新型コロナウイルス感染症の影響も大きいと思いますので、収束後に向けての利用者の動向等に関して展望をお聞
かせいただきたいと思います。

○（こども未来）子育て支援課長

委員おっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染症の関係でなかなか推測は難しいのですが、登録と利用
している多くは5歳以下の就学前の子供が多い状況です。現在、小学校3年生までとなっておりますので、小学校
1年生から小学校3年生までの利用も1割強あるのですけれども、拡大して小学校4年生、小学校5年生、小学校
6年生と、高学年になるにつれ、年齢が上がることによって、例えば1人でお家でお留守番できる子が多くなって
くるかと思うのです。なので、拡大によって利用は増えると思うのですけれども、そんなに多くは増えないかと
いうふうには思っているところです。

○高橋（龍）委員

この項、最後の質問ですけれども、来年度の事業拡大、対象年齢の拡大ですが、これによって市民ニーズは一定
満たせるという事業展開ができていくというお考えであるのか、あるいは足りない部分があるとすれば、どういっ
たことに課題があると捉えておいでか、こちらお答えいただけますか。

○（こども未来）子育て支援課長

先ほど申し上げたとおり、年齢範囲の拡大によって、そういう受皿を広く持つことで、ニーズは少なからず満た
していただけるのかと思います。

課題や取組というところでございますと、利用する上での登録というのがやはり利用者にとっては手間といいま
すか、面倒な部分でございますので、これまで毎年度登録が必要だったのですけれども、来年度からは1回登録し
たら、小学校6年生まで登録を有効にして、手続を不要とするようなことで考えております。

あと、課題としては、現在は利用できる子供の対象が保育所ですとか小学校に通っている子供のみということに
なっているのです。これは、いなほ幼稚園からの御要望もあって、最初のほうはいきなり何でもかんでもではなく
て、やはり集団生活に慣れている子供のほうがいいなということでスタートいたしました。ただ、スタートする時
点で、保育所などに通っていない子供でも病児で困っている、預けたい保護者もおり、そういった声もございま
したし、事業をスタートして3年目になりますので、そういった方も使えるような体制にできないのかというのは施
設側とも協議していきたいというふうに考えております。

あと、最後になりますけれども、先ほどの手続の面も含めて、やはり現状利用料がかかりますので、この辺も使

いやすくするという意味でも、安心して子育てできる環境を提供したいという考えもございますので、当然、財政面ですとか、施設側の体制なども考慮しながらはなりますが、その辺も頭に入れて検討はしていきたいと考えております。

○高橋（龍）委員

ぜひ幅広いニーズを把握して、また、その充足に向けて引き続き御尽力をお願いしたいと思います。

◎温暖化対策について

次に、温暖化対策についてですが、近年自然環境の保全是社会全体の大きなテーマとなっています。その中でも特に温暖化対策、これは官民間わず取組が進められていることと認識しています。そして、本市もゼロカーボンシティを表明して、CO₂をはじめとする温室効果ガスの削減に向けて施策を推進しているところと存じます。その点に関して、小樽市温暖化対策推進実行計画が定められていまして、第3次計画を本年度で終了して、次年度から第4次に移行するという状況にあります。

この推進実行計画は事務事業編と区域施策編から成り立っていて、環境基本計画を上位と位置づけられていると認識をしているのですが、現状示していただいているのは、事務事業編、つまりこれは行政側の取組であると思います。市民や事業者に大きく関わるのが区域施策編であると考えますが、この区域施策編の策定に向けたスケジュールについて伺いますとお伝えしていたところ、先ほど丸山委員への御答弁の中で、2023年7月が完成の目途であるとおっしゃっていたと思います。その認識でよろしいですね。

また、そこに至るまでのスケジュールリングで、もし補足的にお示しいただけることがあれば御説明いただきたいと思いますが、いかがですか。

○（生活環境）環境課長

先ほど丸山委員の御質問に御答弁させていただきました。令和5年7月完成予定ということで間違いございません。

あとは、内容的なものも先ほど答弁したとおりで、今、付け加える項目については特にございません。

○高橋（龍）委員

では、次に伺いますが、第3次の計画中にゼロカーボンシティ宣言を行ったわけですが、第4次計画の事務事業編の中では、冒頭の部分にその旨の記載があるにとどまったと認識しています。

環境行政においては、これは大きな宣言であったとは認識をしているのですが、この宣言をしたことで、第4次計画の事務事業編に及ぼす影響はそれほど大きくなかったと考えてよろしいのでしょうか。

○（生活環境）環境課長

事務事業編の第3次計画までにおきましては、職員一人一人の取組の徹底、ここのみを中心の計画でございました。ですが、第4次計画におきましては、ゼロカーボンシティを表明した市としまして、市有施設の省エネ化、再生可能エネルギーの導入、移動における二酸化炭素の削減、ワークスタイルと意識の変革、そういったことを新たに盛り込みまして、これまで以上に脱炭素に向けた取組を盛り込んでございます。

○高橋（龍）委員

次に、区域施策編についてお聞きしますが、こちらは積極的な市民周知も必要であると考えます。ゼロカーボンシティを目指す中での次期計画における周知方法をどのように考えておいでですか。

○（生活環境）環境課長

区域施策編につきましては、民間事業者、それから市民の取組も記し、協力を求めていくことになると考えておりますので、区域施策編の実行計画の中でも普及啓発について記述することになると考えてございます。なるべく市民の目に触れるように工夫したいと考えてございます。

○高橋（龍）委員

ぜひ様々な周知方法を考えていただければと思います。

さらに、ゼロカーボンシティ宣言を受けて、温暖化対策推進実行計画の上位計画である小樽市環境基本計画に対してはどのような影響があるのでしょうか。例えば、計画修正などは要しないのでしょうか。

○（生活環境）環境課長

環境基本計画につきましては、本市の良好な環境の保全・創造に関する基本的事項を定めたものでございます。その中で、地球環境において地球温暖化やエネルギーに関する記載もございます。ゼロカーボンシティの表明がありましても、目指すべき方向が変わらないということでありますので、現時点で当該計画自体に影響を及ぼすものはありませんが、次期環境基本計画の策定に当たっては、温暖化対策はゼロカーボンを強く意識したつくりになるのではないかと考えてございます。

○高橋（龍）委員

では、少し角度を変えたいと思います。温暖化対策で削減すべきこの温室効果ガスは、当然、気体ですから目に見えません。この削減効果をいかに可視化して、取組を推進する中でどう実感していただくかということが課題になると考えます。

ここで、環境省でつくっている自治体向けのシステムでLAPSSというものがありますので、こちらについてお聞きします。正式名称は地方公共団体実行計画策定・管理等支援システムというのですが、名前のとおり、地方公共団体が温暖化対策推進実行計画を策定する段において、また、計画推進に際しての管理をする中で、業務の効率化を図るといことができます。

さらに、温室効果ガスの削減に向けた他市の先進事例との比較もできることで、遅れている部分を後押しするという相乗効果も得られると認識しています。LAPSSについては環境省が導入のメリットとして、次のように説明をしているのですが、地方公共団体実行計画事務事業編に係るPDCAの効率化が図れる。省エネ法等の関連する法制度の温室効果ガス算出に係る事務負担が軽減される云々とあるのですが、いろいろな面で自治体の温暖化対策推進のサポートシステムとしては非常に有益であると考えています。このLAPSSに関して、本市における活用状況をお示しいただきたいと思います。

○（生活環境）環境課長

本市におきましては、庁内各課からの二酸化炭素排出量の集計に当たりまして、同等の項目をエクセルで集約していることから、現在LAPSSは使用してございません。

○高橋（龍）委員

では、温室効果ガス削減量の算出の手法に関してお聞かせいただきたいのですが、現在、本市においてはどのような手法で行っていますか。

○（生活環境）環境課長

こちらにつきましては、四半期ごとに各課ごと電気使用量やガソリン、灯油、A重油などのエネルギー使用量を集約しまして、これに二酸化炭素に換算する方法で温室効果ガスの削減量を算出しております。

○高橋（龍）委員

では、LAPSSについてももう少しお聞きしますが、先ほど申し上げたとおり、他市との比較もできます。現状本市の取組として、人口あるいは産業などで似たような規模の都市との比較はできているのでしょうか。

○（生活環境）環境課長

他市との比較につきましては、他市の計画書から削減目標、それから取組など、こういったものを参考としてございますけれども、排出量の比較については実施してございません。

○高橋（龍）委員

ぜひこの辺りクラウドシステムの費用負担等も要しないものですから、その精度を上げていくためにもお考え、御検討いただきたいと思います。

効果ガスの削減に向けて、まち全体として省エネの取組を推進しなければいけません、スマートムーブの取組として、例えば公用車のEV導入なども挙げられていますが、これはそれこそ市民の皆さんや市内事業者に波及しなくては、市の取組でとどまっては効果が限定的であると考えます。

生活環境部だけではなくて、ほかの部課との連携が行われなくてはいけません、省エネのまちづくりという観点で庁内連携がどのようになっているのか、お示してください。

○（生活環境）環境課長

市民、民間事業者を含めた市全体の温暖化対策推進実行計画の区域施策編の策定に当たりましては、当然職員による検討会議を基本に進めていくというふうに考えてございますが、市民や事業者の取組を推進するための施策の検討も必要となりますので、全庁的な連携の中でそれらを検討し、推進していくことになるというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

では、環境配慮に向けた取組として、環境配慮契約法の観点も重要になると認識をしています。この推進実行計画には、「「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に配慮することとします。」とあるのですが、なかなか分かりづらい部分がありましたので、この点について、配慮の内容等について御説明をいただきたいと思いますが、いかがですか。

○（生活環境）環境課長

環境配慮契約法につきましては、公共機関が契約を結ぶ際に、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価したりすることによって優れた製品やサービス等の提供をするものと契約する仕組みでございます。例としましては、省エネ対策などが取られた建築物の設計に係る契約、それと、まだ市では実施しておりませんが、二酸化炭素の排出が少ない電気契約、こういったものがございます。

○高橋（龍）委員

温暖化の影響による気候変動は、本市においても他人ごとではないと考えます。気象の状況が変化していることを、ふだんの生活の中でも少なからず皆さん実感しているのではないかと思います。

本日、質問させていただいたような温室効果ガスの削減など、いわゆる緩和策と呼ばれる施策に、ともすれば目が行きがちになってしまうのですけれども、削減の効果が現れるまでの間にも温暖化や気候変動への適応策、これは、言わば対症療法のような形だと認識していますが、そうした対応策が求められていると考えます。例えば、ゲリラ豪雨であるとか、台風などの自然災害に対する備え、猛暑の熱中症の対策、あるいは一次産業における気候変動対策、また、自然生態系の保全なども適応策として挙げられますが、こうした点も含めて、ぜひ庁内横断的に取り組んでいただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。